



指定年月日及び番号
平成4年3月31日
三第指令第18号の20

三重県知事 田川亮三



都市計画法第41条 1項(附則第5項における準用)に基づく指定の内容
建築物の制限
(都市計画法第41条 1項想定用 1種住居専用地域)
住宅敷地の建築物について
(1) 建築面積の敷地面積に対する割合 50%以下
(2) 延べ面積の敷地面積に対する割合 100%以下
(3) 高さの制限 10m以下
(4) その他の制限
(イ) 日影規制 (ロ) 道路斜線 (ハ) 北側斜線
第1種住居専用地域の制限による。